

「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書

2021年に発効された核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法と断じました。2022年に開かれた第1回締約国会議、2023年の第2回締約国会議は核兵器保有国が核戦力の維持・強化、核使用の脅迫を行うなどの危機に直面しながらも、核兵器の使用を許さないという強いメッセージを発し、核抑止論からの脱却を呼びかけています。核兵器禁止条約は国際法としての実効性・規範力を高めています。

第2回締約国会議には、北大西洋条約機構の加盟国であるドイツやベルギーなども含め35カ国がオブザーバー参加をしました。一方で、唯一の戦争被爆国である日本政府は、被爆者団体からもオブザーバー参加を求められたにも関わらず、2回連続で参加を見送りました。

第2回締約国会議は被害者支援、環境修復、国際協力と援助に関する第6条と第7条に関して、次回会議に向けて計画をつくり、実行すること、そのための国際協力を進めることが確認されました。また、次回に向けて「核抑止」の危険を明らかにする報告書を議論・作成することになったことも重要です。

第3回締約国会議は、広島・長崎に原爆が投下されてから80年となる2025年に予定されています。日本政府が唯一の戦争被爆国の政府として、「核兵器禁止条約締約国会議」にオブザーバーで参加し、核兵器廃絶に向けた役割と責任を発揮することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月21日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣